

「会員サポート窓口」のご案内

弁護士としての対処に迷ったときの相談窓口です

会員サポート窓口連絡協議会 座長 原 哲男 (28期)

Q 会員サポート窓口にはどのような相談が可能ですか。

A 利益相反問題など弁護士職務基本規程に違反しそうかどうかという問題、日弁連の業務広告に関する規程・指針との問題、辞任、預り金や預り書類の返還など依頼者等とのトラブル処理に関する問題、病氣、精神疾患等による休業、会費免除に関する相談その他「職務または業務に関して生じた各種の問題」についての相談が可能です。可能な範囲内にあるかどうかのお問い合わせはお気軽にお寄せください。

Q どのような相談は対象外とされていますか。

A 個別の事件処理に関する相談、当会の綱紀委員会や紛議調停委員会、非弁護士取締委員会などに現に係属しているか、係属しそうな案件に関する相談は対象外です。

Q 相談の仕方はどのようになっていますか。

A 当会の会員サイトにある「会員サポート窓口ご相談フォーム」https://www.toben.or.jp/members/form/post_12.htmlからお申込みいただけます。受付窓口として指定されている事務局次長（新田）宛に、書面によって申し込むことも可能です。

Q 書式は限定されていますか。相談料は必要ですか。

A 特に、特定の書式は用意してありませんので、相談者の属性と相談したい内容を要領よく書いてお送りください。その後、さらに細かい点に不明があれば担当委員のほうから、お電話しますので、最初からそれほど詳しくお書きになる必要はありません。なお、当窓口は会のサービス事業ですから相談料は不要です。

Q 回答はどのようにされるのでしょうか。

A 受付後速やかに担当委員1名を決め、その担当委員から電話かFAXで助言、回答を差し上げます。

さらに詳しい内容について質問させていただくこともあります。お急ぎの相談にも可能な限りの対応はしておりますが、あまりに急な対応は不可能なこともあります。

Q 回答や助言は会としてのものと考えてよいですか。

A あくまでも、担当委員個人としての回答、助言であって、参考程度のものとお考えください。当会や担当委員としては一切の責任を負いませんので、相談者自らの責任において対応してください。特に、将来、当該案件に関して紛議調停、懲戒請求などの問題が生じた場合に、会としてのお墨付きを与えているものでは決してありませんので、この点については、くれぐれもご了解ください。

Q 相談者の秘密は守っていただけますか。

A 当然のこととして、サポート窓口の委員や担当職員は守秘義務を負っておりますからご安心ください。ただ、相談者の所属する事務所内の他の弁護士や職員にわからないようにしてくださいという希望をされることがありますが、その場合には、どのような方法で対応したらよいのかについて相談者のほうから指定してください。

Q サポート窓口はどのような組織なのですか。

A 会員サポート窓口は、理事者の補佐機関として、2004年（平成16年）4月1日にスタートした協議会です。

当会の制度としては、相談窓口を運営するため、「会員サポート窓口連絡協議会」が設置されており、その定員は20名と定められています。この協議会は、当会の役員経験者や各種委員会の委員長経験者を中心とする委員で構成してきましたが、今後は、より広い範囲から委員を募っていこうとしているところです。